

生活支援サービス契約書

医療法人社団 南七星会（以下「甲」という）と□□□□[契約者氏名]（以下「乙」という）とは、賃貸借の目的である建物「ケアホスピタル 西小山（〒142-0062 東京都品川区小山六丁目4番14号 メディケア西小山4F5F）」（サービス付き高齢者向け住宅）における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

本契約の目的は、甲乙の双方に、債権又は債務の関係が生じる契約です。すなわち甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス（必須サービス）を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス（選択サービス）を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条（生活支援サービスの内容）

- 1 甲が乙に提供する生活支援サービスの内容（基本サービス（入居者が必ず受けるサービス）と選択サービス（入居者が希望により受ける任意のサービス）があります）の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という）に記載します。
- 2 又、提供するサービスの種類、内容及び提供方法について、生活支援サービス重要事項説明書のとおり実施することを約します。
- 3 生活支援サービス提供事業者は甲でご入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、生活支援サービス重要事項説明書のとおり実施いたします。
- 4 ご入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。

第3条（サービス提供の記録）

- 1 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を、翌月15日までに、乙に対し書面により提示し、確認を受けることとします。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条（サービス料金等）

- 1 基本サービス（状況把握（安否確認）、生活相談、緊急時対応）の料金は、月額金48,600円（税込）とし、1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。
- 2 選択サービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。

第5条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、変更の理由や算定根拠等について、事前に入居者に説明し利用料金を変更することができます。

- ① 基本サービス料金及びオプションサービス料金の単価については、経済事情の変動など契約書に定める場合には、協議の上、改定する場合があります。
- ② 消費税率が改定になった場合は、改定の内容及び法令等の定めにしたがい、料金を変更します。

第6条（サービス料金の支払）

- 1 第4条第1項に定める基本サービスの料金（前月の料金）について、甲は請求書に明細を付して毎月15日までに乙に請求し、乙は、毎月26日までに甲へ口座自動振替方式の方法で支払います。
 - ① 基本サービスの料金（前月の料金）は別途指定いただく入居者／ご家族の金融機関口座からの自動振替を原則としています。
 - ② 本契約締結時に口座振替の手続きをご案内します。
 - ③ 金融機関での手続きが完了するまでの2か月間は銀行口座へのお振込みとなります。
 - ④ 請求書記載の指定銀行口座への振込によるお支払いも可能です。
- 2 第4条第2項に定める選択サービスの料金（前月の料金）について、甲は請求書に明細を付して毎月15日までに乙に請求し、乙は、毎月26日までに甲へ請求書記載の指定銀行口座への振込の方法で支払います。
- 3 乙が途中で本契約を解除した場合、1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。
- 4 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します（領収証は入金月の翌月に発行いたします）。
- 5 振込方式

振込先金融機関名：城南信用金庫 雪ヶ谷支店

預金： 普通

口座番号： 446124

口座名義人：医療法人社団南七星会 理事長 宇佐美 信乃

- ① 振込手数料は、入居者の負担となります（振込手数料負担者：借主）。
- ② 26日が金融機関の休業日の場合は翌営業日

第7条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わず「ケアホスピタル 西小山（〒142-0062 東京都品川区小山六丁目4番14号 メディケア西小山4F5F）」における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。

- 2 契約期間満了日の60日前までに、乙または乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。

第8条（事業者からの契約解除）

- 1 甲は、乙の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
 - ① 一定の観察期間をおくこと。
 - ② 主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③ 契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。
 - ④ 前号の通告に先立ち、入居者本人及び身元引受人等（第16条（身元引受人の指定）参照）の意思を確認すること。
 - ⑤ 解除の申し出を行う場合には、入居者及びその家族等の理解が得られるよう理由を文書と併せて説明すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、乙に対し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

第9条（利用者からの中途解約）

乙は、甲に対して、60日の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第10条（秘密保持）

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。
- 3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）を遵守します。

第11条（緊急時の対応等）

- 1 甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要であると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。
- 2 本契約締結時に、緊急連絡先届出書に従い、甲に緊急連絡先を届け出ていただきます。
- 3 甲は、入居者の心身に障害が発生し、治療、入院等の緊急対応が必要になったことを認識したときは、緊急連絡先に、緊急連絡先届出書に定める順序で連絡します。

第12条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第13条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

【医療法人社団 南七星会 サービス付高齢者向け住宅相談窓口】

電話 03-6426-2616

受付時間：平日 10:00～17:00

土曜・日曜・祝日・お盆と正月休み

定休日は医療法人社団 南七星会の本社事務所の休業日（土日祝祭日・年末年始等）に準じます。重要事項説明書を参照。

第14条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第15条（債務の保証）

連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。

第16条（身元引受人の指定）

- 1 乙は、乙の病気、死亡等に備えて、甲からの連絡、相談等に応じ、適切な対応を行う者として、身元引受人を定めることができます。身元引受人は、賃貸借契約書18条における緊急連絡となる者と同一の者が当たることも可能です。
- 2 身元引受人に支障が生じた場合にあっては、乙は、甲に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。この場合においては、乙は、甲の承認を得て、新たな緊急連絡先となる者を定めることができます。

第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第18条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、ケアホスピタル 西小山（〒142-0062 東京都品川区小山六丁目4番14号 メディケア西小山4F5F）の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その 1 通を保有するものとします。

年 月 日

甲（登録事業者）

<住所> 東京都品川区小山六丁目 4 番 1 4 号 メディケア西小山 6 F

<氏名> 医療法人社団南七星会

理事長 宇佐美 信乃

印

乙（契約者）

<住所>

<氏名>

印

連帯保証人を定める場合

〔	連帯保証人	住 所	〕
		氏 名	
		電話番号	

印

緊急連絡先となる者を定める場合

緊急連絡先となる者

〔		住 所	〕
		氏 名	
		電話番号	

印

身元引受人を定める場合

〔	身元引受人	住 所	〕
		氏 名	
		電話番号	

印